

社福に激震!

絶対に黒字化する 社会福祉法人運営の方法

社会福祉法人法改正への
対策をズバリ解説致します。

- ・平成 29 年度の法改正で何がかわるのか?
- ・法改正までにしなければならないことは?
- ・さらに厳しい法改正後でも利益を出せるのか?

早く準備しないと大変ですよ!



日時

平成 28 年 6 月 14 日(火) 午後 2 時~4 時頃

場所

大阪産業創造館 5F 会議室 A

大阪地下鉄堺筋本町駅より徒歩 5 分

定員

20 名

受講料

10,000 円 / 1 人

講師

駒井俊雄氏



社会福祉学士

大阪府立大学社会福祉学部卒業

(株)クリエート・バリュー 代表取締役

<http://createvalue.biz/>

中小企業診断士 1 級販売士

提携弁護士

弁護士 山上 耕司

エヴィス法律会計事務所

提携コンサルタント

中小企業診断士 番 仁

グローイングパートナーズ

<http://glowing-partners.jp/>

内容

- ✓ 平成 29 年度社会福祉法人 法改正のポイント
- ✓ 評議員や幹事、理事の役割はどうかかわるのか
- ✓ 役員の報酬はどのように決めるべきか
- ✓ 社会福祉充実残高とは何か
- ✓ 評議会運営はどうするのか
- ✓ 介護職員をどうやって集めるのか
- ✓ 魅力的なサービスの作り方
- ✓ 社会福祉充実計画作成のポイント

社会福祉法人法改正

平成 29 年 4 月に社会福祉法人の改正が予定されております。今回の改正では
(1) 経営のあり方 (2) 運営の透明性
(3) 財務規律の強化 (3) 地域における公益的な取り組み (5) 行政の関与のあり方
が規定されています。介護報酬の引き下げ後で利益が圧迫される中で、更なる締め付けが始まります。
さあ、しっかりと準備していきましょう。

お問合せ(株)クリエート・バリュー TEL:072-220-2659 Email: info@createvalue.biz

➡ 「社会福祉法人運営の方法」に参加します。 **FAX: 072-250-7351**

貴社名: _____ E-mail: _____

ご住所: 〒 _____

TEL: (_____) _____ FAX: (_____) _____

受講者お名前 1: _____ (役職)

受講者お名前 2: _____ (役職)

合計人数 _____ 人